

[事案 2019-80] 新契約無効請求

・令和元年 12 月 18 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時、募集人から、保険期間の設定は後から変えられるとの誤説明を受けたこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 29 年 8 月に契約した変額保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返してほしい。

- (1) 契約時、募集人から、保険期間の設定は後から変えられるとの説明を受け、募集人に言われるまま契約した。
- (2) 設計書の中の払込期間満了の年齢が目止まりだったので、募集人に尋ねると、後から変えられるのでそのままにしておく旨の説明を受けた。
- (3) 募集人から解約控除や解約返戻率、死亡保障に関する説明はなかった。
- (4) 保険料を、医療保険・年金保険などに分割せず、資産形成の保険 1 本のみにしたことも、契約者の生涯を全く考えない募集人の自己中心的な契約である。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、保険期間を変更できるとの説明はしていない。
- (2) 保険期間については、退職後も資産形成を継続できるようにすること、満期まで継続しなくとも実際の退職時に解約することで資産を得ることができることなどを募集人が説明して、申立人の了解を得ている。
- (3) 募集人は、設計書を使用して、保障内容や積立金の推移、解約控除等について説明を行っている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が、保険期間（満期）を後から変更できる内容の保険であると誤信していたとは認められず、募集人が解約控除等に関する説明を行わなかったとは認められず、募集人が申立人の意向に沿わずに自己中心的な募集を行ったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。